

電気代を支払ったときは？



慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。

新人さん：電気代って随分と高いんですね。

先輩：そうだね。一般的には燃料価格も上昇傾向にあるし、5月いっばいで政府の補助政策も終了になるから、電気代はしばらく上がっていくのだろうね。

新人さん：まだ電気代が上がっていく感じなのですか？ 昼休みにこまめに電気を消すとか、できることからやっつけていかないといけませんね。

先輩：うん。1人ひとりの節電に対する意識を高めることはもちろん必要だね。ただ、ここまで高くなってくると、省エネに有効な設備を導入することなども検討していかないといいないだろうな。

新人さん：はい、会社全体としての取組みも重要になってくるということですね。

●解説

「水道光熱費」とは、事業のために使用した電気代、水道代、ガス代などの費用を総合的に処理する勘定科目

です。「水道光熱費」には、冷暖房用の重油などの費用も含まれます。

製造部門以外で消費された電気代等は、「水道光熱費」として「販売費及び一般管理費」の一項目として表示されます。他方、電気代等が製造部門で消費された場合、「水道光熱費」は直接原価や製造経費に含められ、原価計算の手続きによって製造原価や製品等に配分されます。

販売や管理部門と製造部門の「水道光熱費」が別々に計上されていない場合には、使用する建物の面積割合等の適切な配賦基準を設けて按分します。

電気代等の費用は、本来、メーターで測定され請求されたその月に使用した代金を費用として計上し、未払分を「未払費用」として計上すべきです。ただし、毎期同じ程度の金額であれば、支出した金額をその期の費用として処理することもできます。

また、冷暖房用の重油などは、期末に残高を把握して「貯蔵品」として資産計上する必要があります。ただし、金額的に重要性が乏しい場合には、「貯蔵品」として計上しなくても構いません。

ケース 1

電気代を支払時に計上する場合

先月に請求された電気代220,000円（税込）が普通預金口座から引き落とされた。

【借方】	水道光熱費	200,000	【貸方】	普通預金	220,000
	仮払消費税等	20,000			

ケース 2

製造部門の使用した電気代があった場合

ケース1の電気代のうち、80%は製造部門に按分する。

【借方】	水道光熱費(製造費用)	160,000	【貸方】	水道光熱費	160,000
-------------	-------------	---------	-------------	-------	---------

ケース 3

電気代を請求時に計上する場合

翌月引き落としの電気代1,100,000円（税込）の請求書を受け取った。

【借方】	水道光熱費	1,000,000	【貸方】	未払費用	1,100,000
	仮払消費税等	100,000			